


# 平成31年度 佐伯市保育料【保育所利用（2号・3号）】※1

			保育料(月額)				備考
			4月1日現在の年齢				
			3歳未満児		3歳以上児		
階層区分	世帯の所得区分	対象	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯 (単給世帯含む)	すべて	0	0	0	0	「要保護世帯」とは ・母子世帯・父子世帯 ・障がい者の同居する世帯
第2階層 要保護世帯	市町村民税 非課税世帯	すべて	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税 非課税世帯	第1子	5,400	5,400	3,600	3,600	※学生などで別居している場合も対象  ※保護者の実子のみではなく、養子や直系卑属（両親を亡くした姪を引き取って育てている場合など）も対象  ※同一世帯に3人以上の児童が保育所、幼稚園及び認定こども園等に入所している場合は、第3子以降無料  ※学生などで別居している場合も第2子以降は半額※2
		第2子以降	0	0	0	0	
第3階層 要保護世帯	48,600円未満	第1子	5,350	5,300	3,600	3,600	
		第2子以降	0	0	0	0	
第3階層	48,600円未満	第1子	11,700	11,600	9,900	9,800	
		第2子	5,850	5,800	4,950	4,900	
		第3子以降	0	0	0	0	
第4階層 要保護世帯	48,600円以上 77,101円未満	第1子	5,400	5,400	3,600	3,600	
		第2子以降	0	0	0	0	
第4階層 多子範囲	48,600円以上 57,700円未満	第1子	18,000	17,800	16,200	16,000	
		第2子	9,000	8,900	8,100	8,000	
		第3子以降	0	0	0	0	
第4階層	57,700円以上 97,000円未満	第1子	18,000	17,800	16,200	16,000	
		第2子以降	9,000	8,900	8,100	8,000	
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	第1子	26,700	26,400	24,900	24,600	
		第2子以降	13,350	13,200	12,450	12,300	
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	第1子	36,600	36,100	34,800	34,300	
		第2子以降	18,300	18,050	17,400	17,150	
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	第1子	48,000	47,300	46,200	45,500	
		第2子以降	24,000	23,650	23,100	22,750	
第8階層	397,000円以上	第1子	62,400	61,500	60,600	59,700	
		第2子以降	31,200	30,750	30,300	29,850	

※1：第3子以降で3歳未満の児童（平成28年4月2日以降に出生した児童）は、保育料が無料になります。

※2：佐伯市独自の事業として保護者の所得や子どもの年齢に関係なく第2子以降の保育料が半額になります。

# 平成31年度 佐伯市保育料【認定こども園 幼稚園利用（1号）】

階層区分	世帯の所得区分	対象	保育料(月額)	備考
第1階層	生活保護世帯 (単給世帯含む)	すべて	0	「要保護世帯」とは ・母子世帯・父子世帯・障がい者の同居する世帯
第2階層 要保護世帯	市町村民税所得割 非課税世帯	すべて	0	
第2階層	市町村民税所得割 非課税世帯	第1子	1,800	※学生などで別居している兄弟も対象  ※保護者の実子のみではなく、養子や直系卑属（両親を亡くした姪を引き取って育てている場合など）も対象  同一世帯から2人以上の児童が小学校（1～3年生まで）幼稚園及び認定こども園等に入所している場合 ・第1子（最も年齢の高い児童）は全額 ・第2子は半額 ・第3子以降は無料
		第2子以降	0	
第3階層 要保護世帯	77,100円以下	第1子	1,800	
		第2子以降	0	
第3階層	77,100円以下	第1子	6,100	
		第2子	3,050	
		第3子以降	0	
第4階層	77,101円以上 211,200円以下	第1子	12,300	
		第2子	6,150	
第5階層	211,201円以上	第1子	15,500	
		第2子	7,750	

## ■ みなし寡婦（夫）控除

ひとり親家庭のうち、婚姻歴（事実婚含む）のない場合は税法上の寡婦（夫）控除が適用されておりません。このことにより、ひとり親家庭の所得状況が同一でありながら、保育料の金額に差異が生じてしまうことがあるため、平成30年9月より寡婦（夫）控除があったものとみなし、負担軽減をします。

## ■ 保育料の算定について

市町村民税所得割課税額（住宅借入金等特別税額控除、配当控除等を含まない）を算定の基礎とします。

市町村民税の更正等により保育料が変更する場合があります。該当する方はこども福祉課に連絡してください。

4月分から8月分の保育料・・・平成30年度の市町村民税（平成29年中の収入に基づくもの）の額により算定

9月分から3月分の保育料・・・平成31年度の市町村民税（平成30年中の収入に基づくもの）の額により算定

世帯によっては、9月分から保育料が変わる可能性がありますので、ご注意ください。

（平成30年12月1日現在の保育料です。制度により変更される場合があります。）